

平成 24 年 8 月 28 日

放射能汚染から子どもを守るうらやすネットワーク

浦安市都市環境部

みどり公園課長 知久 岳史

環境保全課長 宇田川 道高

北栄第 2 児童公園の土壌汚染対策に係るご要望について (回答)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月 13 日付にてご要望のありました標記の件につきまして、ご回答申し上げます。

市では、一基礎自治体が独自に放射能に関する基準を設けることが好ましくないとの認識から、国が統一した基準を設定することを一貫して求めてきました。

このような中、平成 23 年 10 月 21 日に内閣府・文部科学省・環境省が「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」を発表し、雨どい下などの局所的に放射性物質が溜まりやすい箇所における空間線量率について、簡易除染の基準を示しました。市では、国が示した基準に準拠し、局所的に放射性物質が溜まりやすい箇所について簡易な除染を行う目安(高さ 50 cm で空間線量率が毎時 1 マイクロシーベルト以上)を設定し、市内の小中学校、公園等の子どもが利用する公共施設において、測定及び簡易除染を実施しました。なお、各公共施設における対応の実情としましては、簡易な除染を本来必要としない毎時 1 マイクロシーベルト未満の測定値であっても、毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回るように、空間線量率を低減してきたところです。

また、市内の空間線量率が及ぼす健康被害のリスクにつきましては、独立行政法人放射線医学総合研究所から「現状の浦安市の放射線量で健康に被害が出るとは考えられず、普通に生活して問題ない」との見解をいただいております。

市としましては、現状で除染の必要性を判断する指標は、国から基準が示されている空間線量率のみであり、健康被害に関する見解が上記のように専門機関から示されていることから、国から除染基準が示されていない土壌に含まれる放射能濃度について、現時点で調査を行う考えはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、要望書に添付された資料の中に、当該公園の空間線量率の測定結果が含まれており、高さ 50 cm で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の箇所があったため、市で測定値の確認を行いました。その結果、市の所有する測定器においても、市の簡易な除染基準である毎時 1 マイクロシーベルトを下回っているものの、雨どい下付近で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の数値が測定された箇所があったため、平成 24 年 8 月 20 日に簡易な除染を行い、毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回る数値まで空間線量率を低減いたしました。本対応につきましては、当該公園が属する第 10 区自治会長にお伝えした次第です。

敬具